

写

監 第 5 号
令和6年5月21日

琴浦町長 福本 まり子 様
琴浦町教育委員会教育長 河原 裕司 様
琴浦町議会議長 大平 高志 様

琴浦町監査委員 稲田 裕司
琴浦町監査委員 田中 肇

定期監査報告書

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査（令和5年度下期分）を実施したので、同条第9項の規定により報告する。

1 監査の期間

令和6年4月23日（火）・25日（水）の2日間

2 監査の対象

（1）対象部局

全部局

（2）対象業務

令和5年度下期（必要に応じて上期分を含む。）に執行された収入・支出事務、契約事務及び財産管理事務等

3 監査の実施方法

各部局から共通事項として「備品購入状況」「補助金交付状況」「委託業務実施状況」「工事請負等実施状況」を中心に関係書類の提出を求め、管理職及び関係担当者の説明及び状況や意見を聴取するなど、適正性、合法性、経済性、有用性の観点から監査を行った。

4 監査結果

全体としては、現行の条例、諸規定に従って執行され、その限りにおいては概ね適正に処理されていることを認めることができた。

5 監査意見

(1) 建設工事等発注の迅速化について

昨年の定期監査に引き続き、建設工事等の繰り越し案件が増加している。

工事が遅延することにより、物価高騰・人手不足等工事を実施する事業者も早期の対応が難しくなり、費用の増加の原因にもなる。

災害等で発注時期が年度途中になったものはやむを得ないとして、当初予定されている事業については早期の発注に努められたい。

(2) 公共施設劣化状況等調査委託業務について (1,337 千円)

琴浦町公共施設等総合管理計画により、公共施設の改修が計画的に行われているところであるが、この度、まなびタウン防火設備が老朽化により大規模修繕に発展している。建物の調査だけでなく機械・設備等の老朽化の状況を確認し、事故が起る前の早期の修繕に対応できるよう取組を強化されたい。

また、今後多くの施設整備を計画されているところであるが、執行にあたっては財政状況を見据えて効率的で効果的に行われるよう取り組まれたい。

(3) 電子決裁の適切な運用について

近年 DX の推進により、決裁方法も電子決裁に変更され、ペーパーレス化で電子データをチェックする方法になり、パソコン上で内容確認する機会が増えている。

電子決裁は、スムーズな事務処理ができ業務改善や事務改善となる一方、電子データを確認する方法は、確認漏れ等のミスが起こる可能性も考えられる。

外部に送付する文書だけでなく、内部の電子決裁にあたっては内部統制制度の確立は重要であり、業務遂行チェックリスト等での確認やダブルチェック等の体制整備（ルール化）に努め確認漏れのないよう注意されたい。